

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

優先交渉権者決定基準

令和5年4月

恵 庭 市

優先交渉権者決定基準 目次

第1章 総則	1
第2章 審査の流れ	2
第3章 資格審査	3
第4章 基礎審査	4
第5章 事業提案書のヒアリング	5
第6章 定量化審査	6
第7章 優先交渉権者の決定及び公表	8

第1章 総則

1. 優先交渉権者決定基準の位置づけ

恵庭市は、恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業（以下「本事業」という。）の事業者選定を公募型プロポーザル方式（随意契約）により行う。

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業優先交渉権者決定基準（以下「本基準」という。）は、恵庭市が本事業を実施する事業者の募集・選定にあたり、応募希望者に配付する募集要項と一体のものであり、本事業において公募型プロポーザル方式により事業者を選定するにあたり、応募者から提出される提案書類を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、応募者の提案に指針を与えるものである。

なお、優先交渉権者決定基準で用いる用語は、本基準に別段の定義がなされている場合または文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項に定義された意味を有するものとする。

2. 優先交渉権者の選定方法

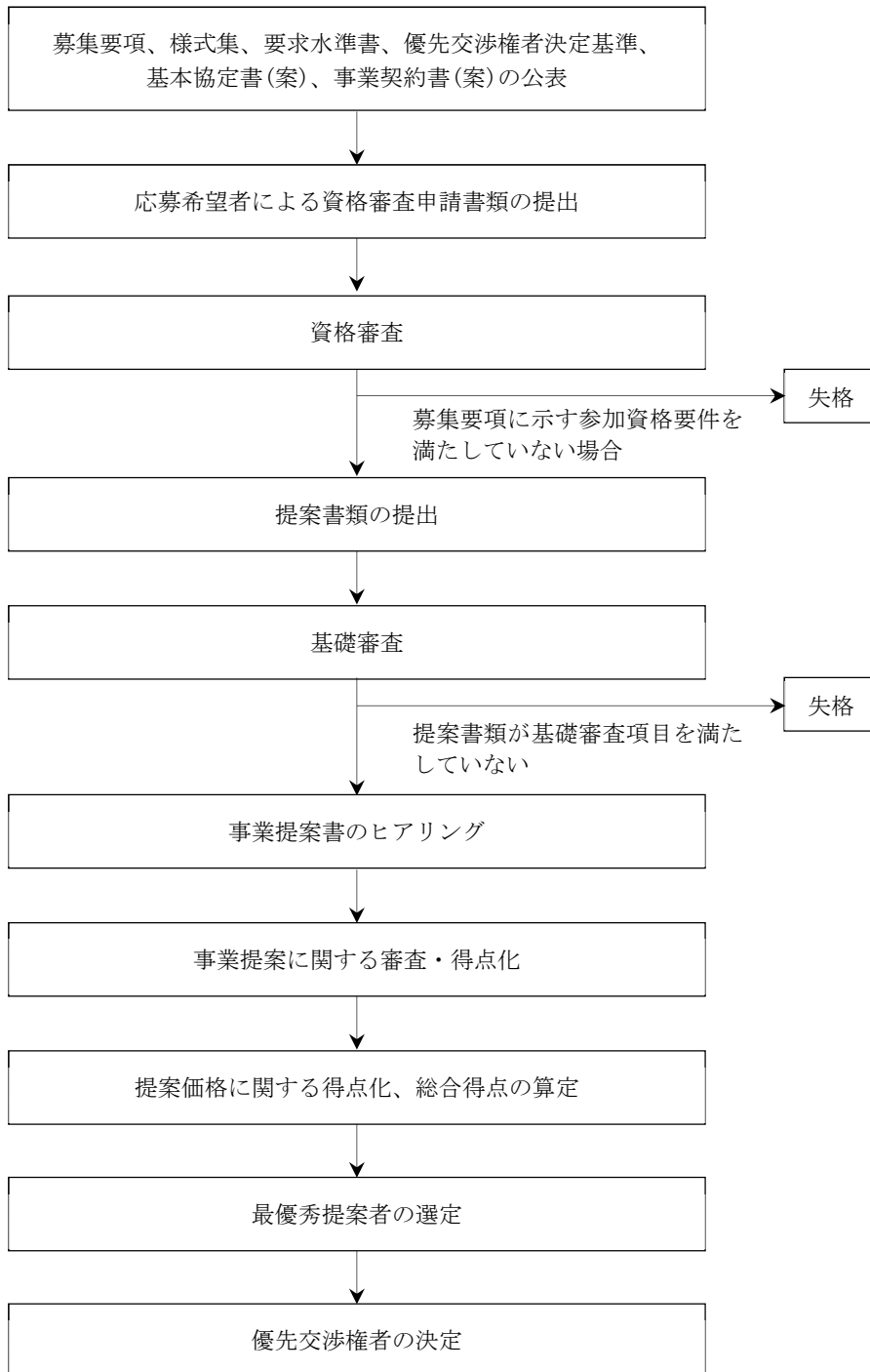
優先交渉権者は、長期包括的管理運営に関する事業提案と価格提案を総合的に評価し選定する。

本基準に従い、恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提案書類を評価・審査し、基準点以上かつ得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、応募者の総合得点が同点であった場合は、事業提案の得点が高い者を最優秀提案者として選定する。

恵庭市は、審査委員会の審査結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

第2章 審査の流れ

優先交渉権者は、次の手順で決定する。



第3章 資格審査

恵庭市は、募集希望者から提出された資格審査申請書類について、募集要項に記載した参加資格要件を満たしていることを確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第4章 基礎審査

1. 審査項目

応募者が提出した提案書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(1) 提案書類の確認

- ① 募集要項に示す提出書類がすべてであること。
- ② 募集要項及び様式集に示す提案書類の作成に関する条件等に違反のないこと。

(2) 事業提案書の基礎審査

- ① 提案書類の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- ② 事業書類について、同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2. 基礎審査

提案書類について、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

また、価格提案書の金額が事業費限度額を超過した場合も失格とする。

基礎審査確認の結果を代表企業に対し通知する。

第5章 事業提案書のヒアリング

審査委員会は、基礎審査を通過した応募者に対し、事業提案内容の確認等を目的として提案内容に関するヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する予定である。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 定量化審査

1. 審査方法

審査委員会において、応募者から提出された事業提案書の内容、価格提案書の価格（以下「提案価格」という。）について得点化を行う。そして、総合得点が65点以上かつ最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、応募者の総合得点が同点であった場合は、事業提案の得点が高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、応募者が1者の場合も審査を行い、総合得点が65点以上の場合には最優秀提案者として選定する。

2. 事業提案の得点化

(1) 得点化方法

① 各評価項目について、次に示す5段階評価により得点化する。

評価	評価基準	得点化方法
A	非常に優れている	評価項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	評価項目の配点×0.75
C	優れている	評価項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	評価項目の配点×0.25
E	要求水準程度である	評価項目の配点×0.00

② 各評価項目の得点は、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。

③ ②の結果をもとに応募者の合計得点を算出する。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

No	評価項目	評価基準	配点	
1	運転維持管理体制 (6点)	組織体制	・本事業の組織体制及び運転管理体制において、構成企業の役割分担や人員体制等について適切な提案がなされているか。	3
		技術者の配置	・実務経験のある技術責任者等の配置について優れた提案がなされているか。	3
2	運転管理 (13点)	ごみ量・ごみ質の変動への対応	・ごみ量及びごみ質の変動に対する具体的対応策が提案されているか。(高カロリーごみへの対応、生ごみ等の受け入れ時の対応等)	5
		公害の防止	・公害防止基準の遵守、ダイオキシン類の排出抑制に向けて、運転基準値の設定や運転方法について、適切な運転管理が行える内容となっているか。	5
		搬入管理	・搬入されるごみの受付、案内・指示等が適切に行え、処理不適合物の除去、分別管理等の対応策に対する提案がなされているか。	3

No	評価項目	評価基準	配点	
3	維持管理 (13点)	施設の機能維持	・安全かつ安定的なごみ処理を維持していくための適切な維持管理計画について適切な基準や実施時期等の提案がなされているか。	5
		施設の長寿命化	・施設の長寿命化が期待できる維持管理計画の提案がなされているか。	5
		調達計画	・不足な事態が発生した場合でも、適正に施設が稼働できる適切な提案がなされているか。	3
4	経営計画・事業収支計画 (5点)	事業の継続性	・資金調達や財政支援など、業務期間における安定した事業継続に向けた適切な提案がなされているか。	5
5	リスク管理 (15点)	リスク管理体制	・災害時や新型コロナウイルス等の感染拡大時における業務継続体制について適切な提案がなされているか。	5
		リスクへの対処方法	・想定されるリスク及びその対処方法についての確かな提案がなされているか。	5
		セルフモニタリング	・セルフモニタリングの実施内容と頻度について、適切な提案がなされているか。	5
6	循環型社会貢献 (8点)	エネルギー供給	・共通停止期間の短縮など熱エネルギーの安定的供給について適切な提案がなされているか。	3
		省資源化・省エネルギー化	・省資源化・省エネルギー化、カーボンニュートラルの推進などに関する優れた提案がなされているか。	5
7	地域振興 (10点)	地元の活用	・地元企業や地元人材の活用について、市内在住者の割合の明示など積極的な提案がなされているか。また、発注確認のための具体的なチェックシステムが提案されているか。	5
		地域住民への配慮	・運転状況の公表や環境対策など地域住民への配慮について適切な提案がなされているか。	5

※地元企業とは、恵庭市に本店を有する企業をいう。

※地元人材の活用とは、恵庭市民の雇用等をいう。

3. 提案価格の得点化

提案価格について、次の算定式により得点化する。なお、得点は小数点第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{得点} = \text{配点 30点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

4. 総合得点

事業提案の得点と提案価格の得点を合計して総合得点とする。

第7章 優先交渉権者の決定及び公表

1. 優先交渉権者の決定

恵庭市は、審査委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2. 優先交渉権者の公表

優先交渉権者は、恵庭市ホームページにおいて公表するとともに、応募者には個別に通知する。